

延 監 第 1 4 3 号
令和8年2月13日

令和7年度

定期監査報告書

(令和7年10月～12月実施分)

延岡市監査委員

令和7年度 定期監査報告書

1 監査の対象

〔健康福祉部〕 介護保険課

〔農林水産部〕 総合農政課 農業畜産課 林務課

〔商工観光文化部〕 商業・駅まち振興課 観光戦略課 新財源確保推進室

〔北川総合支所〕 地域振興課 市民サービス課 産業建設課

〔教育委員会〕 北川分室 市立小中学校

監査委員事務局

議会事務局

2 監査の期間

令和7年10月16日 から 令和8年1月7日 まで

3 監査を実施した監査委員

監査委員 野 下 美智江

監査委員 服 部 俊 明

監査委員 比江島 久美子

4 監査の対象項目

次の項目を中心に監査を行った。

なお、今年度は、随意契約の理由は適正か、使用料等の金額算定は適正か、契約履行の検査や補助事業の実績確認は適正か、適切に財産管理がなされているかを重点項目として監査を行った。

- (1) 歳入事務（調定、現金取扱いなど）
- (2) 契約に関する事務（契約手続、履行確認など）
- (3) 補助金等の交付に関する事務（交付手続、実績報告など）

- (4) 財産の管理に関する事務（貸付・使用許可手続、使用料等の徴収など）
- (5) 物品等の管理事務（台帳管理、現物確認など）
- (6) その他（債権管理に関する事務、各課室等の固有の事務）

5 監査の方法等

監査は、各課室等の財務に関する事務の執行状況及び関連事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。監査の方法は、あらかじめ資料の提出を求めた上で、抽出による関係書類の確認、実査及び担当職員に対する質問等により行った。なお、監査の対象としたのは、原則として令和6年度及び令和7年度分（監査日現在まで）である。

6 監査の結果

対象課室ごとの監査の結果は、以下のとおりである。

なお、事務処理上留意すべき軽易な指摘事項については、既に対象の課室長に対し、口頭で指導をしたので記述を省略するが、監査結果を概ね適正なものとしている。

健康福祉部

介護保険課

事務処理は適正なものと認められた。

農林水産部

総合農政課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

農業畜産課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

林務課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

商工観光文化部

商業・駅まち振興課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

観光戦略課

監査の結果、以下のとおり指摘事項があった。

(1) 歳入事務

歳入調定の起票漏れが、令和6年度分に1件あった。

財務会計規則及び会計事務手順書に基づき、適正な事務処理を行うよう改善を求める。

新財源確保推進室

事務処理は適正なものと認められた。

北川総合支所

地域振興課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

市民サービス課

事務処理は概ね適正なものと認められた。

産業建設課

事務処理は適正なものと認められた。

教育委員会

北川分室

事務処理は概ね適正なものと認められた。

市立小中学校

次に掲げる 13 校について監査した結果、事務処理は概ね適正なものと認められた。

小学校	西、南、東海、熊野江、浦城、東海東、北浦、三川内
中学校	恒富、東海、南浦、北浦、三川内

監査委員事務局

事務処理は適正なものと認められた。

議会事務局

事務処理は適正なものと認められた。